

とくしま若者回帰プロジェクト「移住交流促進ポスター制作業務」 委託仕様書

1 事業名

とくしま若者回帰プロジェクト「移住交流促進ポスター制作業務」

2 目的

移住に特化したサポートを行う「とくしま移住コンシェルジュ」によると、特定の移住先を決めている移住希望者は少なく、「暖かい地域がいいな」「海の近くがいいな」等の漠然としたイメージを抱いている方がほとんどである。このような方々を徳島県の移住につなげるためには、まず徳島県に興味を持ってもらうことが必須であるため、都市部の移住希望者の興味を惹きつける、移住交流に特化した新たなポスターを制作する。

3 業務内容

県内の高校生・大学生等で制作チームを編成し、取材活動等を通して若者ならではの発想を取り入れ、都市部の移住希望者の興味を惹きつける印象的なポスターを制作する。

(1) 制作チーム編成

県内の高校生・大学生等からデザインや発信等に興味を持つ若者を募集する。

(2) 取材活動・内容検討

徳島県在住の移住者や県外で活躍する本県ゆかりの方々への取材を通じ、都市部の移住希望者の興味を惹きつけることができる内容を検討する。

(3) デザイン制作

デザイナーやイラストレーター等の指導のもとデザインを制作する。

(4) 成果品・業務完了報告書の提出

成果品は以下のとおりとする。なお、委託業務完了後は業務完了報告書を提出すること。

- ①ポスター現物 各100部程度（B1サイズ、2種類以上）
- ②ポスター制作にかかり取得した全ての電子データ一式
- ③ポスター制作に関わった参加者情報等

4 委託者と連携した関係者との連絡調整

上記3の内容等は、委託者と受託者で協議を行いながら、随時、調整する。

なお、制作チーム員には「とくしま若者回帰アンバサダー（※）」への登録を誘引し、制作課程は委託者と連携の上、移住交流ポータルサイト内「AWAIRO（※）」等で発信すること。

※「AWAIRO」「とくしま若者回帰アンバサダー」は以下参照

< <https://i.ju.pref.tokushima.lg.jp/awairo/> >

5 委託期間

契約日から令和6年3月31日まで

6 特記事項

- (1) 成果物の引渡し後1年の間に、成果物の瑕疵があった場合は、修正等必要な措置を無償で講ずること。
- (2) 本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (3) 取得した個人情報については、徳島県個人情報保護条例等を守り、適正に取り扱うこと。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- (5) 著作権、肖像権等に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (6) 本業務で作成した成果物の著作権は、委託者である県に帰属し、委託者による自由な加工・二次使用ができることとする。
- (7) 業務の遂行にあたり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者とその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定する。